

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改

正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	第一編 同上
第一章 通則(第一条—第四条)	第一章 同上
第二章 納稅義務(第五条・第六条)	第二章 納稅義務(第五条・第六条)
第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)	第二章 同上
第三章 課税所得の範囲(第七条—第十一条)	第三章 同上
第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条—第十四条)	第四章 同上
第五章 納稅地(第十五条—第二十条)	第五章 同上
第二編 居住者の納稅義務	第二編 同上
第一章 通則(第二十一条)	第一章 同上
第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除	第二章 同上
第一節 課税標準(第二十二条)	第一節 同上
第二節 各種所得の金額の計算	第二節 同上
第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条—第三十五条)	第一款 同上
第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条—第三十八条)	第二款 同上
第三款 収入金額の計算(第三十九条—第四十四条の二)	第三款 同上
第四款 必要経費等の計算	第四款 同上
第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)	第一目 同上
第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条—第五十条)	第二目 同上
第三目 資産損失(第五十一条)	第三目 同上
第四目 引当金(第五十二条—第五十五条)	第四目 同上
第五目 親族が事業から受けた対価(第五十六条・第五十七条)	第五目 同上
第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)	第六目 同上
第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)	第四款の二 同上
第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四—第六十二条)	第五款 同上

第一編 同上	第一編 同上
第二章 納稅義務(第五条・第六条)	第二章 納稅義務(第五条・第六条)
第二章の二 同上	第二章 同上
第三章 同上	第三章 同上
第四章 同上	第四章 同上
第五章 同上	第五章 同上
第二編 同上	第二編 同上
第一章 同上	第一章 同上
第二章 同上	第二章 同上
第一節 同上	第一節 同上
第二節 同上	第二節 同上
第一款 同上	第一款 同上
第二款 同上	第二款 同上
第三款 同上	第三款 同上
第四款 同上	第四款 同上
第一目 同上	第一目 同上
第二目 同上	第二目 同上
第三目 同上	第三目 同上
第四目 同上	第四目 同上
第五目 同上	第五目 同上
第六目 同上	第六目 同上
第四款の二 同上	第四款の二 同上
第五款 同上	第五款 同上

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第六十三条・第六十四条
条）

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例（第六十五条—第六十七条）

第八款 リース取引（第六十七条の二）

第九款 信託に係る所得の金額の計算（第六十七条の三）

第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）

第三節 損益通算及び損失の繰越控除（第六十九条—第七十一条）

第四節 所得控除（第七十二条—第八十八条）

第三章 税額の計算

第一節 税率（第八十九条—第九十一条）

第二節 税額控除（第九十二条—第九十五条）

第四章 税額の計算の特例（第九十六条—第一百三条）

第五章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

第一款 予定納税（第一百四条—第一百六条）

第二款 特別農業所得者の予定納税の特例（第一百七条—第一百十条）

第三款 予定納税額の減額（第一百十一条—第一百十四条）

第四款 予定納税額の納付及び徵収に関する特例（第一百十五条—第一百十九
条）

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告（第一百二十条—第一百二十三条）

第二款 死亡又は出国の場合の確定申告（第一百二十四条—第一百二十七
条）

第三款 納付（第一百二十八条—第一百三十条）

第四款 延納（第一百三十二条—第一百三十七条）

第五款 還付（第一百三十八条—第一百四十二条）

第三節 青色申告（第一百四十三条—第一百五十一条）

第六章 更正の請求の特例（第一百五十二条・第一百五十三条）

第七章 更正及び決定（第一百五十四条—第一百六十条）

第三編 非居住者及び法人の納稅義務

第一章 国内源泉所得（第一百六十一条—第一百六十三条）

第二章 非居住者の納稅義務
第一節 通則（第一百六十四条）

第二節 非居住者に対する所得税の総合課税

第六款 同上

第七款 同上

第八款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）

第三節 同上

第四節 同上

第五章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四节 同上

第五节 同上

第六节 同上

第七节 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第一款 同上

第二款 同上

第一款 課税標準、税額等の計算（第一百六十五条）	第一款 同上
第二款 申告、納付及び還付（第一百六十六条）	第二款 同上
第三款 更正の請求の特例（第一百六十七条规定）	第三款 同上
第四款 更正及び決定（第一百六十八条）	第四款 同上
第三章 法人の納税義務	第三章 同上
第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第一百六十九条—第一百七十三条）	第三節 同上
第四編 源泉徴収	第四編 同上
第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第一百八十二条—第一百八十二条）	第一章 同上
第二章 給与所得に係る源泉徴収	第二章 同上
第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第一百八十三条—第一百八十九条）	第一節 同上
第二節 年末調整（第一百九十条—第一百九十三条）	第二節 同上
第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第一百九十四条—第一百九十八条）	第三節 同上
第三章 退職所得に係る源泉徴収（第一百九十九条—第二百三条）	第三章 同上
第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収（第二百三条の二—第二百三条の六）	第三章の二 同上
第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収	第四章 同上
第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四条—第二百六条）	第一節 同上
第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七条—第二百九条）	第二節 同上
第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収（第二百九条の二—第二百九条の三）	第三節 同上
第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十一条—第二百十一条）	第四節 同上
第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二条—第二百二十三条）	第五章 同上
第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六条—第二百十九条）	第六章 同上
第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十一条—第二百二十三条规定）	第七章 同上
第五編 雜則	第五編 同上
第一章 支払調書の提出等の義務（第二百二十四条—第二百三十一条）	第一章 同上
第二章 その他の雑則（第二百三十一条の二—第二百三十七条）	第二章 同上

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇八 省 略

八の二 株主等 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他の法人の出資者をいう。

八の三 法人課税信託 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託をいう。

九・十 省 略

十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十二項に規定する外國投資信託をいう。第十二条の二及び第十三条において同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

十二～十四 省 略

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第二十四条（配当所得）、第二十五条（配当等とみなす金額）、第五十七条の四第三項（株式交換等による譲渡所得等の特例）、第一百七十六条第一項及び第二項（信託財産に係る利子等の課税等の課税の特例）、第二百二十四条の三第二項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）並びに第二百二十五条第一項第二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十五の二 省 略

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項（定義）に規定する

（定義）

第二条 同 上

一〇八 同 上

九・十 同 上

十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外國投資信託をいう。第十二条の二及び第十三条において同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

十二～十四 同 上

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を含む。第二十四条（配当所得）、第二十五条（配当等とみなす金額）、第五十七条の四第三項（株式交換等による譲渡所得等の特例）、第一百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税等の課税の特例）、第二百二十四条の三第二項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）並びに第二百二十五条第一項第二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十五の二 同 上

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項（定義）に規定する

る取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われた公社債等運用投資信託(法人税法第二条第二十九号口(2)に掲げる投資信託に該当するものに限る。)をいう。

十五の四 省略
十五の五 特定受益証券発行信託 法人税法第二条第二十九号ハに規定する特定受益証券発行信託をいう。

十六 省略
十七 有価証券 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十八～四十八 省略

2 省略
(納税義務者)
第五条 省略
二 非居住者は、次に掲げる場合には、この法律により、所得税を納める義務がある。
一 第百六十一条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得(次号において「国内源泉所得」という。)を有するとき(同号に掲げる場合を除く。)。
二 その引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得(第一百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金をいう。以下この条において同じ。)の支払を国内において受けるとき又は当該信託財産に帰せられる外國法人課税所得(国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものの支払を受けるときは、この法律により、同一。)の支払を受けるとき。

3 内国法人は、国内において内国法人課税所得の支払を受けるとき又はその引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる外國法人課税所得の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。
4 外國法人は、外國法人課税所得の支払を受けるとき又はその引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得の支払を国内において受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われた公社債等運用投資信託をいう。

十五の四 同上

十六 同上

十七 有価証券 証券取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。
十八～四十八 同上

2 同上
(納税義務者)
第五条 同上
二 非居住者は、第百六十一条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得(以下の条において「国内源泉所得」という。)を有するときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

三 内国法人は、国内において第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。
四 外國法人は、国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものの支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第六条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）^{（二）}と、それぞれ別の者とみなして、この法律（前章（納税義務）及び第五章（納税地）並びに第六編（罰則）を除く。次条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

(受託法人等に関するこの法律の適用)

第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所」という。）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人（会社でないものに限る。）は、会社とみなす。

四 法人課税信託の受益権（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権（その信託契約に資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権をいう。第十四条第一項（無記名公社債の利子等の帰属）、第二十四条第一項（配当所得）、第一百七十六条第一項及び第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）並びに第二百二十五条第一項（支払調書）において同じ。）を除く。）は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式

又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなす、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

五 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二口（定義）に掲げる信託に限る。）に第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（同法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

六 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二口に掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

七 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二口に掲げる信託に限る。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの人課税信託に係る受託法人に対する贈与により当該資産の移転があつたものとみなす。

八 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

九 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（課税所得の範囲）

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一～四 省 略

（課税所得の範囲）

第七条 同 上

一～四 同 上

五 外国法人 国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるもの（法人税法第一百四十四条（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる外国法人については、第一百六十一条

五 外国法人 国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるもの（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十四条（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる外国

2 省略

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融機関その他の預貯金の受入れをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（第九条第一項第一号若しくは第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人にに関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は有価証券（公社債及び投資信託（投資信託及び投資法人にに関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益権のうち、政令で定めるものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一・二 省略

三 その有価証券につき、その利子、収益の分配又は剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。）の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）、社債等の振替により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めた金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を

2 同上

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（第九条第一項第一号若しくは第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人にに関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一・二 同上

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）、社債等の振替により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めた金額として政令で定めた方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めたもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を

入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子、収益の分配又は剩余金の配当

2-8 省略

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一條 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第百七十四条各号（内國法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

3 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得（公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託又は当該加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

4 省略

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

第十三条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く

経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

2-8 同上

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一條 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第百七十四条各号（内國法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

3 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（公益信託）に規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得（公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託又は当該加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

4 同上

(信託財産に係る収入及び支出の帰属)

第十三条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第一百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務

() を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 集団投資信託 合同運用信託、投資信託(法人税法第二条第二十九号ロ)(定義)に掲げる信託に限る。)及び特定受益証券発行信託をいう。

二 退職年金等信託 法人税法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項(基金の業務)若しくは第二百三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(無記名公社債の利子等の帰属)

第十四条 無記名の公社債、無記名の株式(無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含む。第三十六条第三項(収入金額)、第一百六十九条第二号(分離課税に係る所得税の課税標準)、第二百二十四条第一項及び第二項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)並びに第二百二十五条第一項及び第二項(支払調書及び支払通知書)において「無記名株式等」という。)又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。)の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律(第二百二十四条第二項及び第三項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)並びにこれらに係る罰則を除く。)の規定を適用する。

利子、剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。)の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律(第二百二十四条第二項及び第三項並びにこれらに係る罰則を除く。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に關し必要な事項は、政令で定める。

一 受益者が特定している場合 その受益者
二 受益者が特定していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

(源泉徴収に係る所得税の納稅地)

第十七条 第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者のその支払につき源泉徴収をすべき所得税の納稅地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とする。ただし、公社債の利子、内国法人(第六条の三第一号(受託法人等に関するこの法律の適用))の規定により内国法人とされる同条に規定する受託法人を含む。)が支払う第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当その他の政令で定めるものについては、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地その他の政令で定める場所とする。

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義))に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける剩余金の配当(株式又は出資(公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。)に係るものに限るものとし、資本剩余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割(同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条において同じ。)によるものを除く。)による利益の配当(資産の流動化に関する法律第百十五条规定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。)、利益の配当(資産の流動化に関する法律第百十五条规定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。)によるものを除く。)、基金利息(保険業法(平成七年法律第百五号)第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)並びに投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定受益証券発行信託の収益の分配(以下この条において「配当等」という。)に係る所得をいう。

2 省略

(配当等とみなす金額)

第二十五条 法人(法人税法第二条第六号(定義))に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。)の株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基

(源泉徴収に係る所得税の納稅地)

第十七条 第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者のその支払につき源泉徴収をすべき所得税の納稅地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とする。ただし、公社債の利子、内国法人が支払う第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当その他の政令で定めるものについては、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地その他の政令で定める場所とする。

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義))に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける剩余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剩余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割(同条第十二号の九に規定する分割型分割をいい。以下この項において同じ。)によるものを除く。)による利益の配当(資産の流動化に関する法律第百十五条规定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。)、利益の配当(資産の流動化に関する法律第百十五条规定する基(中間配当)に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。)、剩余金の分配(出資に係るものに限る。)、基金利息(保険業法(平成七年法律第百五号)第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)並びに投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定目的信託の収益の分配(以下この条において「配当等」という。)に係る所得をいう。

2 同上

(配当等とみなす金額)

第二十五条 法人(法人税法第二条第六号(定義))に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。)の同条第十四号に規定する株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基

因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなす。

一 当該法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、法人税法第二条第十二条の八に規定する適格合併を除く。）

二 当該法人の分割型分割（法人税法第二条第十二条の十二に規定する適格分割型分割を除く。）

三 当該法人の資本の払戻し（株式に係る剩余金の配当（資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）又は当該法人の解散による残余財産の分配

四 当該法人の自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第二条第十六条項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他政令で定める取得及び第五十七条の四第三項第一号から第三号まで（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）

五・六 省略

2 省略

(収入金額)

第三十六条 省略

2 省略

3 無記名の公社債の利子、無記名株式等の剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

の額のうちその交付の基団となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなす。

一 当該法人の合併（法人税法第二条第十二条の八に規定する適格合併を除く。）

二 当該法人の法人税法第二条第十二条の九に規定する分割型分割（同条第十二条の十二に規定する適格分割型分割を除く。）

三 当該法人の資本の払戻し（株式に係る剩余金の配当（資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、法人税法第二条第十二条の九に規定する分割型分割によるもの以外のものをいう。）又は当該法人の解散による残余財産の分配

四 当該法人の自己の株式又は出資の取得（証券取引法第二条第十六条項（定義）に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他政令で定める取得及び第五十七条の四第三項第一号から第三号まで（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）

五・六 同上

2 同上

(収入金額)

第三十六条 同上

2 同上

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式の剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 同上

（家事関連費等の必要経費不算入等）

2・3 省略

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得した日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

2 前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額その他減価償却資産の償却に関する必要な事項は、政令で定める。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行つた株式交換（当該法人の株主に法人税法第二条第十二条の六の四（定義）に規定する株式交換完全親法人（以下この項において「株式交換完全親法人」という。）の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資（当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に対する剩余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されに限る。）により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をした、かつ、当該株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条（事業所得）、第三十三条（譲渡所得）又は第三十五条（雑所得）の規定の適用に限る。）により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

2・3 同上

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

2 前項の選定をすることができる償却の方法の種類、その選定の手続その他減価償却資産の償却に関する必要な事項は、政令で定める。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行つた株式交換（当該法人の株主に法人税法第二条第十二条の六の四（定義）に規定する株式交換完全親法人（以下この項において「株式交換完全親法人」という。）の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換して交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をした、かつ、当該株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条（事業所得）、第三十三条（譲渡所得）又は第三十五条（雑所得）の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。）には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該有価証券の譲渡がなかつたものとみなす。

一 取得請求権付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等が当該法人に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。）当該取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該請求権の行使

二〇六 省略

4 省略

（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十五条 省略

2 居住者が、第六十七条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行つた場合には、前項の規定にかかわらず、その対価の額を政令で定めるところにより利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合における当該リース譲渡の日の属する年以後の各年の収入金額及び費用の額として政令で定める金額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

3 第一項に規定する延払条件付販売等とは、資産の販売等で次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われるもの及びリース譲渡を行う。

一〇三 省略

4 第二項の規定は、リース譲渡の日の属する年分の確定申告書に同項に規定する

収入金額及び費用の額として政令で定める金額の総収入金額及び必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなか

一 取得請求権付株式（法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）が当該法人に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。）当該取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該請求権の行使

二〇六 同上

4 同上

（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十五条 同上

2 前項に規定する延払条件付販売等とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われる資産の販売等をいう。

一〇三 同上

つたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

6| 第一項の規定の適用を受ける居住者が死亡し又は出国をする場合における同項に規定する延払条件付販売等に該当する資産の販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第八款 リース取引

(リース取引に係る所得の金額の計算)

- 第六十七条の二 居住者がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃貸人又は賃借人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。
- 2| 居住者が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。
- 3| 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものを行う。
- 一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- 二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 4| 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきことされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

3| 第一項の規定の適用を受ける居住者が死亡し又は出国をする場合における同項に規定する延払条件付販売等に該当する資産の販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二〇（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号口に掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2

前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3

信託（第十二条第一項ただし書に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。以下この条において同じ。）の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合において、当該信託の受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であるときは、当該資産を信託した時において、当該信託の委託者から当該信託の受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

4

信託に新たに受益者等が存するに至った場合（前項及び第六項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該信託の新たな受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たに受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たに受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、既に当該信託の受益者等である者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに当該信託に関する権利について新たに利益を受ける者となる者であり、かつ、当該信託の一部の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該信託の一部の受益者等であつた者から当該利益を受ける者となる者に対して贈与（当該利益を受ける者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の一部の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

6 信託が終了した場合において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者であり、かつ、当該信託の終了の直前において受益者等であつた者が居住者であるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該受益者等であつた者から当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者に対して贈与（当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前に置いてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）の移転が行われたものとして、当該受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

7 第三項から前項までに規定する受益者等とは、第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。

8 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第三項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目

（寄付金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その

第八款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目

（寄付金控除）

第七十八条 同上

者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 省 略

2 省 略

3 居住者が、特定公益信託（公益信託二関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しい進歩に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規定する特定寄付金とみなして第一項の規定を適用する。

4 省 略

（配当控除）

第九十二条 居住者が剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）に係る配当所得（外国法人から受けたこれらの金額に係るもの（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るもの）を除く。）を除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（以下この項において「剰余

一 その年に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）

二 同 上

2 同 上

3 居住者が、特定公益信託（信託法第六十六条（公益信託）に規定する公益信託で信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規定する特定寄付金とみなして第一項の規定を適用する。

4 同 上

（配当控除）

第九十二条 居住者が剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得（外国法人から受けたこれらの金額に係るもの（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るもの）を除く。）を除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

1 同 上

イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及

金の配当等」という。)に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

□ 省 略

二・三 省 略

び特定目的信託の収益の分配(以下この項において「剩余金の配当等」という。)に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

額

□ 同 上

二・三 同 上

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第一百五十七条 税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(その法人の株主等である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第四項において同じ。)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額を計算することができる。

一・二 省 略

2・3 省 略

4 税務署長は、合併(法人課税信託に係る信託の併合を含む。)、分割(法人課税信託に係る信託の分割を含む。)、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転(以下この項において「合併等」という。)をした一方の法人又は他方の法人(当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。)の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人の株主若しくは社員である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第一百五十七条 税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主若しくは社員である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(その法人の株主又は社員である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第四項において同じ。)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額を計算することができる。

一・二 同 上

2・3 同 上

4 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人の株主若しくは社員である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

(国内源泉所得)

(国内源泉所得)

第一百六十二条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一、四省略

五 第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ省略

口 国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配

六、十二省略

（分離課税に係る所得税の課税標準）

第一百六十九条 第一百六十四条第二項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の当該各号に定める国内源泉所得については、他の所得と区分して所得税を課するものとし、その所得税の課税標準は、その支払を受けるべき当該国内源泉所得の金額（次の各号に掲げる国内源泉所得については、当該各号に定める金額）とする。

一省略

二 第一百六十二条第五号に掲げる配当等のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二百四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額

三、五省略

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第一百七十四条 内国法人に對して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一、八省略

九 署名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。第一百七十六条第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）において同じ。）に基づく利益の分配

十省略

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第一百七十六条 第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規

第一百六十二条 同上

一、四同上

五同上

イ同上

口 国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の収益の分配

六、十二同上

（分離課税に係る所得税の課税標準）

第一百六十九条 同上

二 第一百六十二条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の剰余金の配当（第二百四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額

三、五同上

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第一百七十四条 同上

二 第一百六十二条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の剰余金の配当（第二百四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額

一、八同上

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第一百七十六条 第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規